

京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会設置要綱

（設置）

第1条 より魅力ある高校教育の推進に向け、今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方や改善方策について、広く意見を求めるため、京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会（以下、「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方に関すること。
- (2) 京都市・乙訓地域公立高等学校入学者選抜制度の改善方策に関すること。

（組織等）

第3条 懇談会は、委員15名程度で組織する。

- 2 委員は、京都府教育委員会教育長および京都市教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長をそれぞれ1名置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会の会議を招集し、主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 懇談会は、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、京都府教育庁指導部高校教育課および京都市教育委員会事務局指導部学校指導課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。